

報告第 10 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 9 月 21 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

和解調書

専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
平成 29 年 6 月 23 日	葛飾区鎌倉在住者	平成 9 年 2 月 4 日付で貸付した生業資金貸付金 (貸付額 1,500,000 円) の償還について、計画どおり償還がされず 1,447,405 円の償還残額がある。借受人の所在が不明のため、連帯保証人に対し、償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額 1,447,405 円を分割により毎月 25,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 50,000 円に達したときは、残額を一括で支払う。足立区は延滞金の請求を放棄する。
平成 29 年 7 月 19 日	足立区鹿浜在住者	平成 11 年 5 月 31 日付で貸付した生業資金貸付金 (貸付額 2,000,000 円) の償還について、計画どおり償還がされず 691,539 円の償還残額がある。借受人が自己破産し連帯保証人が死亡しているため、連帯保証人の相続人に対し、償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額 691,539 円を分割により毎月 12,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 24,000 円に達したときは、残額を一括で支払う。足立区は延滞金の請求を放棄する。